平成２１年（フ）第２００４号
福岡県糟屋郡志免町大字別府474番地１　アネシス空港東Ⅲ―901号
債務者　荒川　生佳
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２００５号
福岡県糟屋郡志免町大字別府474番地１　アネシス空港東Ⅲ―901号
債務者　荒川　純子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３２号
福岡市早良区田村７丁目12番７―102号
債務者　川本　郁美（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３３４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋197番地１サンライフＡ棟201号
債務者　秦　　悦子（旧姓洲濱）
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４１号
福岡県春日市光町２丁目47番地２Ｆ
債務者　岡　　光男
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８８号
福岡市中央区六本松４丁目８番13―1001号
債務者　板垣　　健
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０４号
福岡市南区寺塚１丁目５番20号
債務者　緒方　妙子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４４８号
福岡市東区多々良１丁目24番13号
債務者　高口　鉄矢
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５８号
福岡市南区柳河内２丁目10番９号
債務者　小倉　誠一
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５９号
福岡市南区柳河内２丁目10番９号
債務者　小倉　淑子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６０号
福岡市東区青葉７丁目54番８号
債務者　吉川　美幸
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９９号
福岡市中央区西中洲２番26号
債務者　熊本清一郎
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０８号
福岡市早良区次郎丸２丁目25番43―202号
債務者　種子田哲郎
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０９号
福岡市早良区次郎丸２丁目25番43―202号
債務者　種子田貴代美（旧姓江上）
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１９号
福岡市中央区白金２丁目10番４―1001号
債務者　阿南有紀こと　阿南登志子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目10番22―302号　アメックス那珂川
債務者　平井久美子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５５９号
福岡市南区三宅３丁目９番11―403号
債務者　田中　浩之
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６４号
福岡市南区桧原５丁目23番13―202号
債務者　清原　　剛
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８７号
福岡県筑紫野市塔原南３丁目18番12号
債務者　城島　智樹
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部